見直し案の新旧対照表

* イタリック文字の項目については、さらなる検討が必要とされたものである。

注1:クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロルエタン、1,2-ジクロルエチレン、1,1,2,2-テトラクロルエタン、トリクロルエチレン、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、オルトージクロルベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン、酢酸ノルマルーペンチル、1,4-ジオキサン、N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロルエチレン、テトラヒドロフラン、1,1,1-トリクロルエタン

注2:、クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロルエタン、1,2-ジクロルエチレン、1,1,2,2-テトラクロルエタン、トリクロルエチレン、二硫化炭素、オルトージクロルベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン、1,4-ジオキサン、テトラクロルエチレン

注3:二硫化炭素

注4:酢酸メチル、スチレン、メタノール

注5:1-ブタノール

1 有機則関係

1-1 有機則第29条第2項及び第5項関係

1-1 1	月機則第29米第2項及び第5項関係 現行項目	見直し案
	〈1. 有機則第29条第2項関係〉	〈1. 有機則第29条第2項関係〉
	1)業務の経歴の調査 	1)業務の経歴の調査
	0) PT (2 FT 0 5PP +	2)作業条件の簡易な調査
必	2)既往歴の調査	3)既往歴の調査
ずっ	有機溶剤による健康障害の既往の有無	有機溶剤による健康障害の既往の有無
必ず実施すべき項目	有機溶剤による自他覚症状の既往の有無	有機溶剤による自他覚症状の既往の有無
す	有機溶剤による異常検査所見の既往の有	有機溶剤による異常検査所見の既往の有
き	無	無
項	3) 自他覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
	4)尿中蛋白の有無の検査	
	〈2. 有機則第29条第3項関係〉	〈2. 有機則第29条第3項関係〉
	別表(1-2)参照	別表(1-2)参照
	〈有機則第29条第5項関係〉	〈有機則第29条第5項関係〉
	1)作業条件の調査	1)作業条件の調査
	2)貧血検査	
		 2)肝機能検査(下記「注1」の有機溶剤等に係るも
医		のに限る。ただし、有機則第29条第3項の別表
師		の(二)及び(四)に掲げる有機溶剤等に係る検査
が必		については、AST、ALT、γ-GT を除く。)
医師が必要と判断		3) 腎機能検査(下記「注2」の有機溶剤等に係る
と 割	 4) 腎機能検査	ものに限る。)
断	^ 	<u></u>
し <i>t</i> -	5)神経内科学的検査	77142 1 17104
場		5)冠血管・脳血管の動脈硬化性変化の検
合 に		<u> 査(下記「注3」の有機溶剤等に係るものに限</u>
実		
た場合に実施する検査		<u>る。)</u> 6) 明刊的分本/エミスシュの左機会が第二次で
3		6)眼科的検査(下記「注4」の有機溶剤等に係る
検索		ものに限り、酢酸メチル、メタノールについては、
I		中心暗点等による視野狭窄等の検査とし、スチ
		レンについては、色覚等の検査とする。)
		7) <u>聴力検査(下記「注</u> 5 <u>」の有機溶剤等に係るも</u>
		<u>のに限る。)</u>

1-2 有機則第29条第3項関係

別表の(二)関係

	現行項目	見直し案
	1. オルトージクロルベンゼン	
	2. クレゾール	
	3. クロルベンゼン	
	4. クロロホルム	1. クロロホルム
有	5. 四塩化炭素	2. 四塩化炭素
機	6. 1,4-ジオキサン	3. 1,4-ジオキサン
有機溶剤等	7.1,2-ジクロルエタン	4. 1,2-ジクロルエタン
等	8. 1,2-ジクロルエチレン	
	9. 1,1,2,2-テトラクロルエタン	5. 1,1,2,2-テトラクロルエタン
	10. 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかを	6. 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかを
	その重量の五パーセントを超えて含有す	その重量の五パーセントを超えて含有す
	るもの	るもの
	血清グルタミックオキサロアセチックトランス	血清アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ
項目	アミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビッ	(AST)、血清アラニンアミノトランスフェラー
	クトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グル	ゼ(ALT)及びガンマーグルタミルトランスフェ
	<u>タミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)</u> の検	<u>ラーゼ(γ-GT)</u> の検査(以下「肝機能検査」
	査(以下「肝機能検査」という)	という)

別表の(六)関係

	現行項目	見直し案
有機溶剤等	 テトラクロルエチレン トリクロルエチレン 前二号に掲げる有機溶剤のいずれかを その重量の五パーセントを超えて含有す るもの 	 1. テトラクロルエチレン 2. トリクロルエチレン 3. 前二号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有するもの
項目	 1. <u>肝機能検査</u> 2. 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査 	尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量 の検査

現行項目

事業者は、令第22条第1項第4号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わねばならない。

1)業務の経歴の調査

2)既往歴の調査

〈鉛による自他覚症状〉

1. 食欲不振・便秘・腹部不快感・腹部の 疝痛等の消化器症状、2. 四肢の伸筋麻痺 又は知覚異常等の末梢神経症状、3. 関節 痛、4. 筋肉痛、5. 蒼白、6. 易疲労感、7. 倦怠感、8. 睡眠障害、9. 焦燥感、10. そ の他

〈鉛による検査結果〉

血液中鉛の量

尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

- 3)鉛による自他覚症状と通常認められる症状の有無
 - 1. 食欲不振・便秘・腹部不快感・腹部の疝痛等の消化器症状、2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状、3. 関節痛、4. 筋肉痛、5. 蒼白、6. 易疲労感、7. 倦怠感、8. 睡眠障害、9. 焦燥感、10. その他
- 4)血液中鉛の量の検査
- 5) 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

見直し案

事業者は、令第22条第1項第4号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わねばならない。

- 1)業務の経歴の調査
- 2)作業条件の簡易な調査
- 3)既往歴の調査

〈鉛による自他覚症状〉

- 1. 食欲不振・便秘・腹部不快感・腹部の 疝痛等の消化器症状、2. 四肢の伸筋麻痺 又は知覚異常等の末梢神経症状、3. 関節 痛、4. 筋肉痛、5. 蒼白、6. 易疲労感、7. 倦怠感、8. 睡眠障害、9. 焦燥感、10. そ の他
- 〈鉛による検査結果〉

血液中鉛の量

尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

- 4)鉛による自他覚症状と通常認められる症 状の有無
 - 1. 食欲不振・便秘・腹部不快感・腹部の疝痛等の消化器症状、2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状、3. 関節痛、4. 筋肉痛、5. 蒼白、6. 易疲労感、7. 倦怠感、8. 睡眠障害、9. 焦燥感、10. その他
- 5)血液中鉛の量の検査
- 6) 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

3 四アルキル鉛

	現行項目	見直し案
	事業者は、令第22条第1項第5号に揚げる	事業者は、令第22条第1項第5号に揚げる
	業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの	業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ
	際、当該業務への配置換えの際及びその後3	の際、当該業務への配置換えの際及びその
	ヶ月以内ごとに1回、次の項目について、医師	後3ヶ月以内ごとに1回、次の項目につい
	による健康診断を行わなければならない。	て、医師による健康診断を行わなければなら
		ない。
第		1)作業条件の簡易な調査
_	1) いらいら・不眠・悪夢・食欲不振・顔面蒼	2) 既往歴の調査
+	白・倦怠感・盗汗・頭痛・振せん・四肢の腱	(いらいら・不眠・悪夢・食欲不振・顔面
条	反射亢進・悪心・嘔吐・腹痛・不安・興奮・	蒼白・倦怠感・盗汗・頭痛・振せん・四肢
木	記憶障害その他の神経症状又は精神症状	の腱反射亢進・悪心・嘔吐・腹痛・不安・
	の有無の検査	興奮・記憶障害その他の神経症状又は
		精神症状の有無の検査)
	2) 血圧の測定	3)血圧の測定
	3) 血色素量又は全血比重の検査	4) 血色素量又は全血比重の検査
	4) 好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポル	5)好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポ
	フィリンの検査	ルフィリンの検査

4-01 ベンジジン及びその塩(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2)他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無	3)ベンジジン及びその塩による他覚症状又は
	の検査	自覚症状の既往歴の有無の検査
l	(血尿・頻尿・排尿痛等)	(血尿・頻尿・排尿痛等)
次	3) 自他覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
健診	(血尿・頻尿・排尿痛等)	(血尿・頻尿・排尿痛等)
砂	4) 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合	5)尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、
	は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)	尿沈渣のパパニコラ法による細胞診、 <u>尿中</u>
	の検査	<u>腫瘍マーカー(NMP22又はBTA)、又は超音</u>
		<u>波診断</u>)の検査
_	1)作業条件の調査	1)作業条件の調査
診次健	2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検	2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査
健	査又は腎盂撮影検査	又は腎盂撮影検査

- 注1) 作業条件の簡易な調査は、すべて一次健診に追加する必要があるが、この1項目のみの改正の物質の新旧対照表は、原則として以下省略する。なお、それぞれの物質には平成16年度報告の新旧対比表の物質番号を付した。
- 注2)四-アミノジフェニル及びその塩、四-ニトロジフェニル及びその塩、ベータ-ナフチルアミン 及びその塩、ジクロルベンジジン及びその塩、アルファ-ナフチルアミン及びその塩、オルト-ト リジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ及び 以上の物を1%を超えて含有する製剤等については、ベンジジン及びその塩と同等の改正を 行うことが適当である。

4-09 塩素化ビフェニル

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2) 塩素化ビフェニルによる既往歴の有無の検	3) 塩素化ビフェニルによる既往歴の有無の検
	査	査
	(皮膚症状、肝障害等)	(皮膚症状、肝障害等)
次健診	3) 自他覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
診	(食欲不振、脱力感等)	(食欲不振、脱力感等)
	4) 毛嚢性座瘡、皮膚の黒変等の皮膚所見の	5) 毛嚢性座瘡、爪の黒変など皮膚所見の有
	有無の検査	無の検査
	5)尿中ウロビリノーゲンの検査	
	1)作業条件の調査	1)作業条件の調査
	2)全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液	2)全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液
=	検査	検査
次健診	3)白血球数の検査	3)白血球数の検査
診	4)肝機能検査	4)肝機能検査

4-16 アルキル水銀化合物(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	日本に安し、日本に安しり、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し、日本に安し・日本に安に安し・日本に安に安し・日本に安にり・日・日本に安にり・日・日本に安にり・日本に安にり・日本に安にり・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日	
	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2)アルキル水銀化合物による既往歴の有	3)アルキル水銀化合物による既往歴の有無の
	無の検査	検査
	頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関	(頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節
_	節痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行	痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行失調、
次	失調、手指の振せん、体重減少等の自他覚	手指の振せん、体重減少等)
次健診	症状	
砂	3) 自他覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
	頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関	(頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節
	節痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行	痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行失調、
	失調、手指の振せん、体重減少等	手指の振せん、体重減少等)
	4)皮膚炎等の皮膚所見の検査	5)皮膚炎等の皮膚所見の検査
	1)作業条件の調査	1)作業条件の調査
	2)血液中 <u>及び尿中の</u> 水銀の定量	2)血液中の水銀の量の測定
	3) 視野狭窄の有無の検査	3) 視野狭窄の有無の検査
_	4) 聴力の検査	4) 聴力の検査(オージオメトリー)
次	5)知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反	5)知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不
次健診	復不能症候等の神経医学的検査	能症候等の神経医学的検査
砂	6)神経医学的異常所見のある場合で、医師	6)神経医学的異常所見のある場合で、医師が
	が必要と認める時は、筋電図又は脳波の	必要と認める時は、筋電図又は脳波の検査
	検査	

4-20 オーラミン(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2)オーラミンによる他覚症状又は自覚症状	3)オーラミンによる他覚症状又は自覚症状の
	の既往歴の有無の検査	既往歴の有無の検査
	(血尿、頻尿、排尿痛等)	(血尿・頻尿・排尿痛等)
	3) 自他覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
次健診	(血尿、頻尿、排尿痛等)	(血尿・頻尿・排尿痛等)
診	4) 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合	5)尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、
	は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)	尿沈渣のパパニコラ法による細胞診、 <u>尿中</u>
	の検査	<u>腫瘍マーカー(NMP22 又は BTA)、又は超音</u>
		<u>波診断)</u> の検査
	5)尿中ウロビリノーゲンの検査	
	1)作業条件の調査	1)作業条件の調査
_	2)又医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検	2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又
次	査 <u>又は肝機能検査</u>	は腎盂撮影検査
次健診		
no		

4-21 オルト-フタロジニトリル(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2)オルト-フタロジニトリルによるてんかん様	3)オルト-フタロジニトリルによるてんかん様発
	発作の既往歴の有無の検査	作の既往歴の有無の検査
次健診	3) 自他覚症状の有無の検査	4) 他覚症状又は自覚症状の有無の検査
診	頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食	頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲
	欲不振、顔面蒼白、手指の振せん等	不坂、顔面蒼白、手指の振せん等
	4) 尿中ウロビリノーゲンの検査	
	1)作業条件の調査	1)作業条件の調査
	2)全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液	2)全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液
	検査	検査
<u>-</u>	3)てんかん様発作等の脳神経系の異常所	3)てんかん様発作等の脳神経系の異常所見
次健診	見が認められる場合は、脳波検査	が認められる場合は、脳波検査
診	4) 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認	4) 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認め
	めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル	るときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸
	酸の量の測定	の量の測定

4-22 カドミウム及びその化合物(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
	1) 業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2) カドミウム又はその化合物による他覚症	3)カドミウム又はその化合物による自他覚症
	状又は自覚症状の既往歴の有無の検	状の既往歴の有無の検査
	査	(呼吸器症状、胃腸症状等)
У Б	(呼吸器症状、胃腸症状等)	
次健診	3) 自他覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
診	(せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異	(せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、
	常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性	息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛
	の腹痛又は下痢、体重減少等)	又は下痢、体重減少等)
	4) 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有	
	無の検査	
	5) 尿中蛋白の有無の検査	5)血液中のカドミウムの量の測定
	1) 作業条件の調査	1)作業条件の調査
	2) 尿中のカドミウムの量の測定	2) 尿中のカドミウムの量の測定
	3) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状	3) 胸部エックス線直接撮影検査又はヘリカル
	がある場合は、胸部理学的検査及び肺	CT検査
<u>一</u>	<u>換気</u> 機能検査	4) 喀痰の細胞診
次健診	4) 尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈	5) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状があ
診	<u> 渣検鏡の検査、尿中の蛋白の量の測定</u>	る場合は、胸部理学的検査及び <u>肺機能検</u>
	<u>及び腎機能検査</u>	<u>查</u>
		6) <u>尿中のβ₂</u> -ミクログロブリン、α₁-ミクログ
		ロブリン、又はNAGの量の検査

4-27 三酸化砒素(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2)三酸化砒素による他覚症状又は自覚症	3)三酸化砒素による他覚症状又は自覚症
	状の既往歴の有無の検査	状の既往歴の有無の検査
	(鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、	(鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、
	便秘、体重減少、知覚異常等)	便秘、体重減少、知覚異常等)
	3)他覚症状又は自覚症状の有無の検査	4) 他覚症状又は自覚症状の有無の検査
	(せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常	(せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常
	等)	等)
<u> </u>	4) 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の	5) 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の
次健診	所見の有無の検査	所見の有無の検査
診	5)皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の	6)皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の
	皮膚所見の有無の検査	皮膚所見の有無の検査
	6)尿中のウロビリノーゲンの検査	
	7) 令23条第5号の業務に5年以上従事した	7)令23条第5号の業務に5年以上従事した
	経験を有する場合は、胸部のエックス線	経験を有する場合は、胸部のエックス線
	直接撮影による検査	直接撮影による検査
	 1)作業条件の調査	1)作業条件の調査
	2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエッ	2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエッ
二次健診	クス線直接撮影若しくは特殊なエックス線	クス線直接撮影若しくは特殊なエックス線
	撮影による検査、毛髪若しくは尿中の砒	撮影による検査、毛髪若しくは尿中の砒
	素の量の測定、肝機能検査、赤血球系の	素の量の測定、肝機能検査、赤血球系の
	血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査	血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査
	スは皮膚の病理学検査	工人は皮膚の病理学検査
	│ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	人16以用V/附生于IX且

4-28 シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム(一定の濃度を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
	2)作業条件の調査	2)作業条件の調査
	3)シアン化カリウム・シアン化ナトリウム・シア	3)シアン化カリウム・シアン化ナトリウム・シ
	ン化水素による他覚症状又は自覚症状の	アン化水素による自他覚症状の既往歴の
l _	既往歴の有無の検査	有無の検査
次	(頭重・頭痛・疲労感・倦怠感・結膜充血・異	(頭重・頭痛・疲労感・倦怠感・結膜充血・異
次健診	味•胃腸症状等)	味•胃腸症状等)
砂	4) 自他覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
	(頭重・頭痛・疲労感・倦怠感・結膜充血・異	(頭重・頭痛・疲労感・倦怠感・結膜充血・異
	味•胃腸症状等)	味•胃腸症状等)
	5) 尿中ウロビリノーゲンの検査	
=	なし	なし
次健診		
診		

4-29 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

29 3, 3 フノロロ 4, 4 フノミノフノエールパグン(170と 超元 くら行する表別 守とらむ。/		
現行項目	見直し案	
1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査	
	2) 作業条件の簡易な調査	
2)3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタ	3)3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタ	
ンによる既往歴の有無の検査	ンによる自他覚症状の既往歴の有無の検	
上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、	査(上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸	
血尿などの自他覚症状	痛、血尿、 <u>頻尿·排尿痛</u> 等)	
3) 自他覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査	
上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、	(上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸	
血尿など	痛、血尿、 <u>頻尿、排尿痛</u> 等)	
4)肝機能検査		
	5) 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合	
	は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診、	
	<u>尿中腫瘍マーカー(NMP22 又は BTA)、又</u>	
	は超音波診断)の検査	
	6) 尿中の 3,3' -ジクロロ-4,4' -ジアミノジフェ	
	ニルメタンの量の測定	
1)作業条件の調査	1)作業条件の調査	
	2)医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査	
	<u>又は腎盂撮影検査</u>	
2)医師が必要と認める場合は、胸部のエッ	3)医師が必要と認める場合は、胸部のエッ	
クス線直接撮影若しくは特殊なエックス線	クス線直接撮影若しくは特殊なエックス線	
撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支	撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支	
鏡検査又は腎機能検査	鏡検査、肝機能検査又は腎機能検査	
现1大丘人16 F I及形1大丘		
或快且入16月/成化快旦	或快直 <u>、川似他快直</u> 人16 自 成他快直	
	 1)業務の経歴の調査 2)3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンによる既往歴の有無の検査上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿などの自他覚症状の有無の検査上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿など 4)肝機能検査 1)作業条件の調査 2)医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支 	

4-31 水銀及びその無機化合物(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
一次健診	2)水銀及びその無機化合物による自他覚症状の既往歴の有無頭痛・不眠・手指の振せん・乏尿・多尿・歯肉炎・口内炎等 3)水銀及びその無機化合物による自他覚症状の有無頭痛・不眠・手指の振せん・乏尿・多尿・歯肉炎・口内炎等 4)尿中潜血及び蛋白の有無	2)作業条件の簡易な調査 3)水銀及びその無機化合物による自他覚症状の既往歴の有無の検査 (頭痛・不眠・手指の振せん・乏尿・多尿・歯肉炎・口内炎等) 4)水銀及びその無機化合物による自他覚症状の有無の検査 (頭痛・不眠・手指の振せん・歯肉炎・口内炎等) 5)尿中潜血及び蛋白の有無
二次健診	1)作業条件の検査 2)神経医学的検査 3)尿中の水銀の測定及び尿沈渣検鏡の 検査	1)作業条件の検査 2)神経学的検査 3) <u>尿中 NAG の定量</u> 4)尿中の水銀の測定及び尿沈渣検鏡の検査

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
一次健診	2)トリレンジイソシアネートによる他覚症状 又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭 痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫 感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、 眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、 アレルギー性喘息等) 3)トリレンジイソシアネートによる自他覚症 状の有無の検査 (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭 痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫 感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、 眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、 アレルギー性喘息等) 4)皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	2) 作業条件の簡易な調査 3)トリレンジイソシアネートによる自他覚症状の既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、胸痛、息切れ、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等) 4)トリレンジイソシアネートによる自他覚症状の有無の検査 (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、胸痛、息切れ、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等) 5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
二次健診	1)作業条件の調査 2)呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査 3)医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査、又はアレルギー反応の検査	1)作業条件の調査 2)医師が必要と認める場合は、 <u>胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査、が機能検査、又はTDIに特異的な免疫学的検査(TDI特異的免疫グロブリン)</u>

4-34 ニトログリコール(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2)ニトログリコールによる自他覚症状の既往	3)ニトログリコールによる自他覚症状の既往
	歴の有無の検査	歴の有無の検査
	頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のし	(頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端の
 _	びれ感、冷感、神経痛、脱力感等	しびれ感、冷感、神経痛、脱力感等)
次	3) 自他覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
健診	頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、	(頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症
n2	四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力	状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱
	感、胃腸症状等	力感、胃腸症状等)
	4)血圧の測定	5)血圧の測定
	5)全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液	6)全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液
	検査	検査
	1)作業条件の調査	1)作業条件の調査
	2)尿中又は血液中のニトログリコールの量の	2)尿中又は血液中のニトログリコールの量の
	測定	測定
	3)全血比重の検査の結果、異常が認められ	3)全血比重の検査の結果、異常が認められ
_	る場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球	る場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球
次	数の検査及び血色素の測定のうち2項目	数の検査及び血色素の測定のうち2項目
次健	4)尿中のウロビリノーゲン及び蛋白の有無の	4)尿中の蛋白の有無の検査
診	検査	5)心電図検査
	5)心電図検査	6) 医師が必要と認める場合は、自律神経機
	6) 医師が必要と認める場合は、自律神経機	能検査(薬物によるものを除く。)肝機能検
	能検査(薬物によるものを除く。)肝機能検 査又は循環機能検査	査又は循環機能検査
	且人は旧垛版形快且	
<u> </u>		

4-36 パラ-ニトロクロルベンゼン(5%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2)パラ-ニトロクロルベンゼンによる自他	3)パラ-ニトロクロルベンゼンによる自他覚症状の
	覚症状の既往歴の有無	既往歴の有無
	頭重・頭痛・めまい・倦怠感・疲労感・顔面	(頭重・頭痛・めまい・倦怠感・疲労感・顔面蒼白・チ
_	蒼白・チアノーゼ・貧血・心悸亢進・尿の着	アノーゼ・貧血・心悸亢進・尿の着色等)
次	色等	
健診	3)パラ-ニトロクロルベンゼンによる自他	4)パラ-ニトロクロルベンゼンによる自他覚症状の
砂	覚症状の有無	有無
	頭重・頭痛・めまい・倦怠感・疲労感・顔面	(頭重・頭痛・めまい・倦怠感・疲労感・顔面蒼
	蒼白・チアノーゼ・貧血・心悸亢進・尿の着	白・チアノーゼ・貧血・心悸亢進・尿の着色等)
	色等	
	4) <u>尿中ウロビリノーゲンの検査</u> 	
	 1)作業条件の検査	 1)作業条件の検査
	2)赤血球系の血液検査	2)赤血球系の血液検査
	全血比重・赤血球数・網状赤血球数・メト	全血比重・赤血球数・網状赤血球数・メトヘモグロ
	ヘモグロビン量・ハインツ小体の有無等	ビン量・ハインツ小体の有無等
	3)尿中潜血検査	3)尿中潜血検査
<u>-</u>	4)肝機能検査	4)肝機能検査
次健診	5)神経 <u>医</u> 学的検査	5)神経学的検査
診	6)医師が必要と認める場合は、尿中の	6) 医師が必要と認める場合は、尿中のアニリンも
	アニリンもしくはパラーアミノフェノール	しくはパラーアミノフェノールの量の測定または
	の量の測定または血液中のニトロソア	血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、ア
	ミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノ	ミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の
	ール、キノソイミン等の代謝物の量の	測定
	測定	

4-37 弗化水素(5%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	1)業務の経歴の調査 2)弗化水素 による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(呼吸器症状、眼の症状等) 3)自他覚症状の有無の検査(眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等) 4)皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5)尿中ウロビリノーゲンの検査	1)業務の経歴の調査 2)作業条件の簡易な調査 3)弗化水素による自他覚症状の既往歴の有無の検査(呼吸器症状、眼の症状等) 4)自他覚症状の有無の検査(眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等) 5)皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
二次健診	1) 作業条件の調査 2) 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 3) 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 4) 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定	1)作業条件の調査 2)胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 3)全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 4)医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定

4-39 ベンゼン等

	現行項目	見直し案
	1) 業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2) ベンゼンによる他覚症状又は自覚症状	3)ベンゼンによる自他覚症状の既往歴の有
	の既往歴の有無の検査	無の検査
	(頭重・頭痛・めまい・心悸亢進・倦怠感・四	(頭重・頭痛・めまい・心悸亢進・倦怠感・四
	肢のしびれ・食欲不振・出血傾向等)	肢のしびれ・食欲不振・出血傾向等)
_	3) 自他覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
次	(頭重・頭痛・めまい・心悸亢進・倦怠感・四	(頭重・頭痛・めまい・心悸亢進・倦怠感・四
次 健 診	肢のしびれ・食欲不振等)	肢のしびれ・食欲不振等)
n2	4) 全血比重・赤血球数等の赤血球系の血	5)全血比重・赤血球数等の赤血球系の血
	液検査	液検査
	5) 白血球数の検査	
		<i>6)</i> 白血球数の検査 <i>及び白血球の末梢血液</i>
		<u>像</u> の検査
		7) <u>血小板数の検査</u>
_	1)作業条件の調査	1)作業条件の調査
次	2) 血液像その他の血液の関する精密検査	2) 血液に関する精密検査
次 健 診	3)神経 <u>医</u> 学的検査	3)神経学的検査
н>		

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2)ペンタクロルフェノール又はそのナトリウム	3)ペンタクロルフェノール又はそのナトリウム
	塩による他覚症状又は自覚症状の既往歴	塩による自他覚症状の既往歴の有無の検
	の有無の検査	査
	(せき・たん・咽頭痛・のどのイライラ・頭痛・め	(せき・たん・咽頭痛・のどのイライラ・頭痛・め
	まい・易疲労感・倦怠感・食欲不振等の胃腸	まい・易疲労感・倦怠感・食欲不振等の胃腸
	症状・甘味嗜好・多汗・発熱・心悸亢進・眼の	症状・甘味嗜好・多汗・発熱・心悸亢進・眼の
·//	痛み・皮膚掻痒感等)	痛み・皮膚掻痒感等)
次健	3)他覚症状又は自覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
診	(せき・たん・咽頭痛・のどのイライラ・頭痛・め	(せき・たん・咽頭痛・のどのイライラ・頭痛・め
	まい・易疲労感・倦怠感・食欲不振等の胃腸	まい・易疲労感・倦怠感・食欲不振等の胃腸
	症状・甘味嗜好・多汗・眼の痛み・皮膚掻痒感	症状・甘味嗜好・多汗・眼の痛み・皮膚掻痒感
	等)	等)
	4)皮膚炎などの皮膚所見の有無の検査	5)皮膚炎などの皮膚所見の有無の検査
	5)血圧の測定	6)血圧の測定
	6)尿中の糖の有無 <u>及びウロビリノーゲン</u> の検	7)尿中の糖の有無の検査
	查	
		> # 3# for the company
	1)作業条件の調査	1)作業条件の調査
	2)呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状が	2) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状があ
_	ある場合は、胸部理学的検査及び胸部の	る場合は、胸部理学的検査及び胸部のエッ
次	エックス線直接撮影による検査	クス線直接撮影による検査
次健	3)肝機能検査	3)肝機能検査
診	4) 白血球数の検査	4)白血球数の検査
	5) 医師が必要と認める場合は、尿中のペン	5) 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタ
	タクロルフェノールの量の測定	クロルフェノールの量の測定

4-45 硫酸ジメチル(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
	1)業務の経歴の調査	1)業務の経歴の調査
		2)作業条件の簡易な調査
	2) 硫酸ジメチルによる他覚症状又は自覚症	3)硫酸ジメチルによる自他覚症状の既往歴の
	状の既往歴の有無の検査	有無の検査
_	(呼吸器症状・眼の症状・皮膚症状等)	(呼吸器症状・眼の症状・皮膚症状等)
次	3)他覚症状又は自覚症状の有無の検査	4) 自他覚症状の有無の検査
健診	(せき・たん・嗄声・流涙・結膜及び角膜の異常・脱	(せき・たん・嗄声・流涙・結膜及び角膜の異常・脱
n2	力感・胃腸症状等)	カ感・胃腸症状等)
	4)皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	5)皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
	5)尿中の蛋白の有無及びウロビリノーゲンの	6)尿中の蛋白の有無の検査
	検査	
	1) 作業条件の調査	1)作業条件の調査
	2) 胸部理学的検査又は胸部エックス線直接	2)胸部理学的検査又は胸部エックス線直接
_	撮影による検査	撮影による検査
次	3) 医師が必要と認めた場合は、肝機能検	3) 医師が必要と認めた場合は、腎機能検査
次健診	<u>査</u> 、腎機能検査又は肺換気機能検査	又は肺換気機能検査
砂		

	現行項目	見直し案
一次健診	1) 頭重・頭痛・眼痛・鼻痛・咽頭痛・咽頭部違和感・咳そう・喀痰・胸部圧迫感・息切れ・胸痛・呼吸困難・全身倦怠・体重減少・眼鼻咽頭の粘膜の炎症 2) 皮膚の変化 3) 胸部理学的検査	1) <u>業務の経歴の調査</u> 2) 作業条件の簡易な調査 3) メチレンジフェニルイソシアネートによる自他覚症状の既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、胸痛、息切れ、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等) 4) メチレンジフェニルイソシアネートによる自他覚症状の有無の検査 (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、胸痛、息切れ、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等) 5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
二次健診	1) 職歴調査 2) 現症に関する問診・視診 3) 胸部理学的検査 4) 狭窄性換気機能検査 5) 他の胸部慢性疾患が疑わしい場合は胸部エックス線直接撮影 6) その他医師の必要と認める(肝機能、腎臓機能等)の検査	1)作業条件の調査 2) 医師が必要と認める場合は、胸部理学的 検査、胸部のエックス線直接撮影による検 査、肺機能検査、又はメチレンジフェニルイ ソシアネートに特異的な免疫学的検査(MDI 特異的免疫グロブリン)